



木古内交通

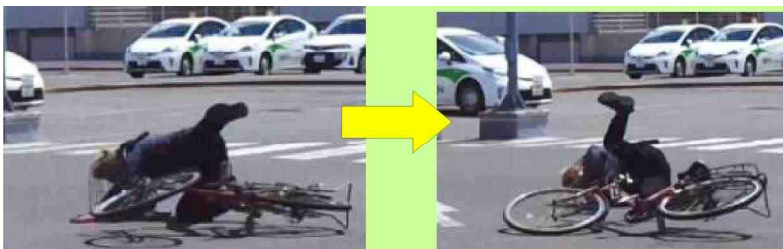
令和6年 第 42 号

木古内警察署
北のひろめーる
9月19日発行

自転車とヘルメットはワンセット！

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車で転倒した場合、頭部への衝撃が致命傷となり、命を落とすこともありますので、頭部を守ることが大切です。



手をついて転倒を避けようとしても難しく、頭部をアスファルトに打ち付けてしまいます。



ヘルメットを着用することでその衝撃を軽減することができます。

**「安全のためにヘルメットの着用を！
自転車とヘルメットはワンセット！」**

木古内警察署では、自転車利用者に対するヘルメットの着用促進を呼び掛けています。

上の写真にあるように、自転車で転倒し、頭部から勢いよく地面にぶつかってしまった場合には、大きな怪我や重大な障害を負ってしまうケースが考えられます。

ヘルメットは身を守るためにとても大切なものなので、是非、着用をお願いします。

《ID、パスワードの管理を徹底し、サイバーセキュリティの強化を！！！！》